

◆ 令和4年度事業計画書 ◆

◇◆目次◆◇

事業実施計画

1. 円滑な運営について
2. 事業内容
3. 地区組織・行政・医療機関との連携
4. 公正・中立を保持するための方策
5. 保健・衛生管理
6. 苦情処理
7. 受託収入、介護予防・介護予防ケアマネジメント報酬

広島市己斐・己斐上地域包括支援センター

〒733-0812 広島市西区己斐本町二丁目 7-13

TEL (082) 275 - 0087

FAX (082) 275 - 0070

広島市己斐・己斐上地域包括支援センター

事業実施計画

1. 円滑な運営について

担当圏域に住む地域の高齢者の心身の健康の維持、保健福祉医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関となることを目的とする。

それぞれの事業実施にあたっては、P D C Aサイクルを活用。担当職員が年間目標数値を設定、目標達成するための行動計画を策定し、可視化。行動計画を基に、事業実施し、一定期間後に評価、見直しを行う。年度当初に設定した目標数値をセンター職員全員が協力し、達成できるようにする。

2. 事業内容

I 包括的支援事業

【介護予防ケアマネジメント業務】

高齢者が「要介護状態になることを出来る限り防ぐ」「要介護状態になってもそれ以上悪化させないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。

介護予防ケアマネジメントの実施にあたっては、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など、地域における介護保険以外の様々な社会資源の活用を図る。

【総合相談支援業務】

地域の高齢者からの相談を受け、どのような支援が必要かを幅広く把握し、介護保険サービスにとどまらず、適切なサービス、機関又は制度につなげていく等の支援を行う。総合相談の内容を分類、分析。分析した結果を基に、地域づくりを推進していくため、各種委託事業の実施、フレイル予防対策、閉じこもり予防などの普及啓発・予防を目的とした研修会の開催を企画・実施につなげていく。

【権利擁護業務】

地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な支援を行う。権利擁護の観点から支援が必要な場合には、成年後見制度の活用や高齢者虐待への対応等を行う。

圏域内の高齢者虐待の相談が増えており、虐待に至った原因として、精神疾患、低所

得、感染症拡大による在宅介護負担の増加による介護負担、認知症による問題行動などが原因として挙げられている。地域において高齢者虐待の啓発事業を進めていくとともに、各種関係機関と連携を図りながら適切な支援が継続できるようにする。

【包括的・継続的ケアマネジメント事業】

施設、在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、オンラインを活用し、定期的に事例検討会、研修会を企画、開催することで、地域の介護支援専門員の資質向上を図るとともに、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備できるようにする。認知症支援体制づくりとして、認知症初期集中支援チームとの連携を図るとともに、認知症に関する正しい知識の理解と認知症高齢者に対する対応を周知するため、認知症サポーター養成講座する。併せて、認知症サポーター養成講座受講者を対象に、認知症の方への接し方をさらに一歩深く学び、地域での活動に活かしていただくための認知症ステップアップ、フォローアップ講座を圏域内で開催する。

圏域内の専門職で話し合いができる会議を企画、開催し、認知症の人とその家族が、地域の人たちとのつながりを作るきっかけができる場所づくりを行うとともに、安心して暮らし続けていくことのできるよう支援をしていく。

【高齢者地域支え合い事業】

地域の様々な活動主体がそれぞれ行っている見守り活動を基本とし、地域包括支援センターがコーディネーターとして地域の諸団体が一同に会し、取組状況や課題、解決策に関する協議・検討を行い、地域全体で高齢者を見守り・支え合う、新たな仕組みを構築していく。

II 介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人(事業対象者)、要介護認定で要支援1,2の認定を受けられた人を対象に、その状況や置かれている環境に応じて、高齢者が自立した生活が送れるよう介護保険の「自立支援」理念に基づいたケアプラン等を作成し、サービス利用をしてもらう。また、定期的に目標の達成度を確認しながら、サービスの卒業を目指していけるよう支援を行う。

【一般介護予防事業】

高齢者が歩いて通える場所への「地域に開かれた住民運営の介護予防拠点」の整備を促進することにより、誰もが介護予防に取り組むことができる地域づくりを進め、介護予防活動の地域での普及・定着を図る。

3. 地区組織、行政・医療機関等との連携

- ① 地域支援センターで構築してきた地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源の把握と活用により、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対処していけるよう、地域との連携・協力体制を整備していく。
- ② 圏域内の高齢者の困難事例、地域が抱える課題の解決に向けて、担当圏域の地域住民、医療機関、介護保険サービス事業所、行政機関と連携し、地域ケア会議を開催する。
- ③ 医療機関、介護支援専門員等多職種による情報交換会や事例検討会、研修会などを企画・開催・参加をする。
- ④ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組として、生活習慣病の重症化を予防するため、地区担当保健師と連携して、きめ細やかな支援を実施することで、高齢者の健康寿命の延伸につなげる。
- ⑤ 社会福祉協議会、老人クラブ、民生委員の団体等と連携し、担当圏域の地域性・高齢者にニーズに即した、介護予防事業(転倒・口腔・栄養・認知予防)に関する教室等を高齢者が利用しやすい集会所等において開催し、地域担当圏域の高齢者がいつまでも住みなれた地域で元気に楽しく老いを重ねられるよう支援する。
公民館等との共催で、介護予防教室を年2回(3ヶ月を1回とする)開催する。

4. 公正・中立性を保持するための方策

- ① 行政、医療、その他関係諸機関と連携を図っていくことにより、公正・中立性を確保していく。
- ② 利用者一人一人に合った介護予防を展開していくうえで利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めていく。
- ③ 職員研修等を通じ、各職員が常に地域のネットワークや社会資源の活用に努めて業務にあたるよう意識づけをしていく。
- ④ 各職種が地域包括支援センターの業務全体を十分に理解、把握した上で、相互に連携、協働しながら、チームとして実施していく。
- ⑤ 地域包括支援センターのサービスの質の確保・向上を図るため、自己評価を実施する。

5. 保健・衛生管理

- ① 職員の定期健康診断、日常の体調管理、事務所内の衛生管理を徹底し、感染症（インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス）の予防に努める。
- ② 新たな感染症等に関する情報や対応について、常に各種関係機関からの情報収集を行い、知り得た情報を周知させ、感染症蔓延を予防する。
- ③ 地域包括支援センターが主催する研修会の開催、また各種団体が主催する研修会への職員参加については、専門職、行政からの見解を踏まえ、感染拡大の観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性、参加の必要性を検討し対応する。

6. 苦情処理

- ① 苦情処理に関しては、苦情受付担当者及び責任者が迅速に対応し処理要綱の定めるところにより対処する。
- ② 苦情解決に向けて、利用者、家族の意思を尊重し、必要に応じ行政機関に報告、連携を図り、迅速に対応する。
- ③ 社会性・客観性を確保した苦情解決を図る為、理事・職員以外の苦情受付窓口として第三者委員を任命し、必要に応じ第三者委員会を開催する。

7. 受託収入、介護予防・介護予防ケアマネジメント報酬

包括的支援事業(高齢者地域支え合い事業、家賃補助を含む)

R4 年度委託費(見込)・・・41,538,000 円

地域介護予防拠点整備促進事業

R4 年度委託費(見込)・・・5,566,000 円

要介護認定調査

R4 年度(1 件につき)・・・3,300 円

R4 年度実施件数(見込)・・・約 50 件

介護予防支援費収入(見込)

初回月・・・7,907 円 次回月・・・4,697 円

R4 年度介護予防支援費収入(見込)・・・26,500,000 円

介護予防支援業務委託費(見込)

初回委託連携・・・9,783 円 委託連携・・・6,958 円

次回・・・4,124 円

R4 年度介護予防支援業務委託費(見込)・・・13,000,000 円